

年分 **セルフメディケーション税制の明細書**
 ※この控除を受ける方は、通常の医療費控除はうけられません。

氏名 _____

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組(該当するものに□を入れてください。)

(1)取組内容	<input type="checkbox"/> 健康診査	<input type="checkbox"/> 予防接種	<input type="checkbox"/> 定期健康診断
	<input type="checkbox"/> 特定健康診査	<input type="checkbox"/> がん検診	<input 3"="" type="checkbox/>()</td> </tr> <tr> <td>(2)発行者名
(保険者、勤務先、市区町村
医療機関名など)</td> <td colspan="/>

※取組に要した費用は、控除対象とはなりません。

2 特定一般用医薬品等購入の明細

「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

(1)薬局などの支払先の名称	(2)医薬品の名称	(3)支払った金額 円	(4)補てんされる金額 円
合 計		A	B

※内容につきましては、裏面をご確認ください

◆市民税・県民税申告書の
 ⑩-2 医療費控除の特例
 「スイッチOTC医薬品支払額」欄に転記してください。

【宮崎市処理欄】

支払った金額	A (合計)	円
保険金などで 補てんされる金額	B	円
差引金額 (A-B)	C (赤字の時は0円)	円
医療費控除額	D (最高8万8千円、赤字の時は0円)	円

確認欄

取組	領収	市申転記
		(D欄額を市申補記欄 へ転記、区分1を記入)

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

セルフメディケーション税制とは健康の保持促進および疾病の予防への取組として、一定の取組を行う個人が、自分や生計同一の家族のために対象となる市販薬（スイッチOTC医薬品）を購入した場合、年間の購入合計額から12,000円を差し引いた額を所得から控除します。（上限額88,000円）

平成29年1月1日から令和3年12月31日までに購入したスイッチOTC医薬品が対象で、控除を受けるためにはその年ごとに申告が必要です。平成30年度の申告から適用されます。

なお、従来の医療費控除とセルフメディケーション税制の両方を適用することはできませんので、どちらか一方を申告者が選ぶことになります。

◆一定の取組とは？◆

- ・ 保険者（加入している健康保険組合など）が実施する人間ドックや各種健（検）診
- ・ インフルエンザ予防接種又は定期予防接種
- ・ 勤務先で実施する定期健康診断
- ・ 特定健康診査（メタボ健診）又は特定保健指導等



※上記取組のいずれか1つを申告者自身が行っていることが条件です。
取組にかかった費用は控除の対象になりません。

◆スイッチOTC医薬品とは？◆

これまで医師が処方していた医薬品をドラッグストア等で購入できるようにしたものです。対象商品や領収書にはマークや目印が付いています。

※対象医薬品の一覧については厚生労働省のホームページをご覧ください。

領収書の表示例

ドラッグ△△△

領収書

令和元年5月1日（水）12:00

ハンドソープ	298円
★胃薬EX	1,080円
合計	1,378円
（内消費税	102円）

★印はセルフメディケーション税制対象商品です。

申告に必要なもの

○一定の取組を行ったことが分かる書類

（提示または郵送の場合は添付）

例：予防接種の領収書原本、健診の結果通知のコピー（結果通知表の結果部分は黒塗りなどしたものでも差し支えありません。）

○セルフメディケーション税制の明細書（添付）

※申告時には、明細書の記入内容確認のため領収書をご持参ください。